総合政策　第19巻（2018）pp. 57-76
Journal of Policy Studies

地域環境運動の展開過程と「停滞」の諸要因

―― 山形県遊佐町における岩石採取反対運動の事例から ――

三須田　善暢*

要　　旨　本稿は、農民による全町的な環境保護運動がおこなわれてきた農村地域における、岩石採取活動に対する反対運動の展開過程をたどるなかから、関連諸アクターの利害のからみ合いを紐解くことにより、岩石採取への反対運動が、農協・市民団体・行政の連携のもとでの全町的なものにならなかった経緯、および関連部落相互のまとまりが強まっていない状況を分析し、そこでの諸要因を明らかにする。まず、被害の主たる影響を受ける可能性の高い部落が町のうちの一部であること、その部落相互でも利害対立があったこと、それら部落と地権者との違いという受益圏／受苦圏の分離問題がある。また、業者が町内資本か町外資本かということも、複雑な利害関係と関わり、運動に作用した。さらには、首長の態度も強く関わっている。これらの背景には、「地元」の正統性が交替したこと、選挙を契機としたアクター内部の分裂なども要因として存在する。町条例制定による採石停止以降は、一見すると諸アクターが全町で連携するようになったと見える。ただし、反対運動の中心的な担い手からは、裁判に対する不安と不満が表明されていて、内部に分裂を抱えての連携といえる。

キーワード　採石、地元、正統性、遊佐町、鳥海山

1. はじめに

1.1. 本稿の課題

近年、地域社会における環境問題に対して、過去に対立・緊張関係にあった住民、企業、行政が、その反省のうえに協働・連携して問題解決に取り組むといった状況が注目されている。その代表例が、熊本県水俣市に見られる「もやい直し」であり（除本, 2015）、こうした官民諸アクターの協働・連携という動きは、今後の地域環境運動が進んでいく方向性を示唆すると思われる。そうしたことを鑑みるとき、山形県飽海郡遊佐町は、農民、農協、市民団体と行政（町）の連携による環境保護運動として先進的な地域であるといえる。略述すると、減反反対を契機として農協と生活クラブ生協（以下「生活クラブ」と記す）との米提携事業がはじまり、その過程で減農薬の米作りと生産費を補償する米産直の確立、廃油からの石けん製造という石けん運動の取り組みがあり、その頂点として月光川取水口に建設された有害物質を出す恐れのあるアルミ再生処理工場（北斗アルミ）を生活クラブと農協・町との連携により1990年に移転させたのである（池上, 1994、大江, 1992、大野ほか, 1989）。この北斗アルミ反対運動は「月光川の清流を守る基本条例」施行（1990年）に結実し、その後も非GM運動や飼料米栽培等につづく運動の画期となったものといえ、ある研究者が「国内フェア・トレード」と称する「共同開発米」[1)]の提携体制を確立した契機ともいえる（辻村, 2013）。別言すれば、農民、農協、生協、行政との連携による環境保護運動として成功裏に終結した事例と捉えられている。

このように先進的な環境保護運動をなしてきた

*岩手県立大学盛岡短期大学部　〒020-0693　岩手県滝沢市巣子152-52

遊佐町であるが、これまであまり脚光を浴びてこなかった運動に、鳥海山での岩石採取問題がある。これは、鳥海山の一部である国定公園指定をはずれた私有地（通称吉出山（よしでやま））において、採石業者が地表に転がっている「転石」および地中にある「沈石」を採石業者が採取することにより、湧水への影響と山の景観破壊が懸念されている問題である。

吉出山での岩石採取は1980年代後半からはじまっており、地元住民にとってはそれなりに問題となってきた。2004年以降、岩石採取活動の活発化、すなわち転石から沈石への需要変化による掘削深度の増大、火薬使用による岩盤発破の意向が示されたことと、それに伴う地元部落[2)]の反発の激化により、反対運動は強まった。採石場の法面の高さは40m以上に達し、平野部からも赤く露出した山肌がはっきりと見えるようになった。また、大量降雨の際に今まで経験したことのない大量の水が流れ、地元部落住居の一部が床下浸水になりかけたこともある（五十嵐・市川，2009）。

しかし、こうした環境破壊の進展にもかかわらず、またこの間、生活クラブと農協・町との連携は一層進展していたにもかかわらず、この岩石採取問題は、前述の北斗アルミ反対運動とは異なり、生活クラブ・農協・町が連携しての運動としては――2013年までは――進展してこなかったと、著者は判断する。町の姿勢を見るとき、採石業者との協定締結時ごとに明確な反対姿勢（2008年）と――その明確姿勢と比較すると――曖昧な姿勢（2010－15年）とを行き来している。そのため本稿では――2013年以降に連携が進んではいるものの――、2010年時の町の消極的姿勢への変化以降2015年までを運動の「停滞」とみなす。

なぜ、採石問題については、このような連携が（2013年までは）すすまない運動になったのだろうか。町の姿勢が2010年以降変化したのは、首長が交代することによって行政の姿勢が変わったという“よくあること”という理解ですまされるものだろうか。そこに地域社会の特質、特に「地元」の位置づけがどのようにかかわっているのだろうか。こうした背景の事情を捉えることで、この反対運動の性格を把握し、連携と運動が進展しなかった要因・条件を検討したい。そのために、この運動の経緯・過程を綿密にたどり描写する作業をおこない、諸アクターの利害関係のからみ合いを解明していく。

1.2.　先行事例、先行研究

採石問題と地域社会の関係そのものを取り上げた研究や事例の紹介はあまりない。管見では佐久間（1984および2002）の研究が先駆的であり、全国の事例を包括的に紹介し、行政と業者・ダンプカー運転手、住民団体らの動きをルポルタージュ的に描いており興味深い。ただし具体的な個別事例の詳細な描写と分析という点では、新書という性格から十分とはいい難い。そうした個別事例の描写としては、新潟県旧相川町（現佐渡市）での当事者住民による記録（戸地川の自然を守る会，2009）が克明であり資料的にも貴重である。相川でも遊佐町と同様、水道の水源付近の採石が1994年以降問題になり、業者（同じ町内）と行政（県・町）、部落、住民団体との間での闘争をしている。ここでは業者および採石場所の地権者と被害部落との間に共通する利害は多くなく、また、部落を基盤とした住民団体がリーダーシップをとることで関連部落――被害を受けた部落内および近隣部落間は必ずしも一枚岩ではなかったようであるが――を引っ張っていき、反対運動を強く進めていった。その後、首長の交代により採石反対の意向を強めたこと、また採石業者が同じ町内の業者であったこともあってか、2008年に採石業者が地元部落に折れて採石業から撤退している。遊佐の事例と類似する点は多く見られるが、特に行政の対応の弱さと採石業者の強姿勢――両者とも法的正統性からくる――は非常に酷似している。遊佐との大きな違いは、業者の性質――現在の遊佐町の採石業者は町外資本である――、関連部落相互の結束力の弱さといえる。

この事例からは、採石反対の運動の展開過程で着目すべきポイントとして、行政の姿勢、業者の

性質、「地元」の結束力といった点、およびそうした諸アクターの姿勢を担保する「正統性」[3]であろうことがうかがえる。

また、より一般的な地域環境運動研究の次元においては、社会運動論の分野において受益圏／受苦圏論や、政治的機械構造論、動員構造、フレーミングに着目して分析がなされている（長谷川, 2003など）。本稿では、こうした分析に学びつつも、性急な理論的一般化を避け、また、できあいの理論で現実を裁断しないために、前述したように利害関係のからみ合いを叙述的に解明していくことに力点を置きたい。

なお、本稿での「地元」という用語は、住民が語る言葉からのものであるが、「当事者となる部落や地域、団体」という意味で用いている。単なる「地域」「地域社会」という一般的な次元とは異なる意味を含ませるために使用している。地元住民、地元団体といった使い方もそれに準じている。

1.3.　地域の概況

1.3.1.　地域と湧水、採石場

遊佐町は山形県の北部の庄内平野に位置し水田が広がる町で、秋田県と隣接し鳥海国定公園と鳥海山をもつ人口約1万5千人の自治体である。第一次産業従事者比率は17.36％、第二次は27.30％、第三次は55.22％である（2010年）。遊佐町の総耕地は3110haうち水田は2791haである（2010年）。町は生活クラブとの提携米（名称は共同開発米）で有名である。

本稿で主たる対象とする部落は藤井であり、隣接の岩野も多く関わってくる。これらの部落は鳥海山の南麓に位置し江戸時代に開拓された部落であり、白井新田ともよばれる。この部落を含めた鳥海山の南麓を遊佐東部地区とよんでいる。この地区は市街地から約4－5kmの距離にあり自動車通勤が可能なことから、大部分が常勤安定兼業である。2012年3月時点で藤井は戸数48、岩野は21である。中山間地に指定されているとはいえ、いわゆる限界集落というべき状況ではない。家の跡継ぎも、同居していなくとも近隣市町村に居住という場合も多い。

鳥海山上の降雨雪量は年間に2万mmで全国平均の10倍以上であり、遊佐町の地下には網の目のような水脈があると推測される。そのため町内に湧泉は多く200カ所以上、推計によっては500ほどある。町民は湧水を農業用水および生活用水に利用している。町内の水道はすべて地下水である。このように水に恵まれているとはいえ、水に対して寛容というわけではなく、農業用水の水利権は厳格に決められており、湧水近くの部落がその水を利用できるというわけでは必ずしもない。対象とする藤井には藤井水利組合と横堰水利組合の2つがある。横堰を利用する農家は藤井では半分ほどである。この横堰の水は岩野でも利用されており、白井新田地区の簡易水道にも利用されている。東部地区の湧水を語るとき欠かせないのが胴腹滝（どうはらのたき）である。ここは、尾根の先端で湧き出ている湧水が滝となっているもので、良質の水とされており、水を汲みに来る人が近隣市町村から多々くる観光名所であり、神社もあって神聖な場所とされている。標高230mで、現採石地事務所の標高（293m）より低い。胴腹滝は白井新田地区から2㎞程離れた吉出山の南斜面にある。この水が横堰に入り、岩野、藤井までくるのである。

後述するように、主たる採石場所は2004年以降「懐ノ内（ふところのうち）」地内から「臂曲（ひじまがり）」地内へ移動している。その理由として、臂曲は胴腹滝よりも距離が離れており水は出ないとみなされていたからである。だが、実際は臂曲にも湿地が存在していることが指摘されている。現在の採石地は9ha近くである。この近辺は1980年前後にリゾート開発が計画されたため、虫食い的に業者が土地を購入していた。その土地を後日A石材が一括購入して、採石事業に利用したのである。

1.3.2.　関連組織

採石問題を考察する際に登場する重要な組織

を、必要な範囲で概説しておこう。

「遊佐町役場」……採石が問題となる時期（本稿では1986年以降）から現在まで、3人の町長が就任している。採石事業の担当は役場企画課であり、町長と企画課長が、業者との協定締結にあたって重要な役割を果たしている。

「胴腹滝周辺環境保全協議会」（以下「胴腹協」と記す）……採石業者と対応する諸団体を合同した協議会である。当初の構成団体は、横堰水利組合、懐ノ内山郷組合（＝山林地権者の組合）、臂曲部落（＝岩野に隣接する部落）であった。農協に事務局をおき、長らく協定を結ぶ当事者であった。構成員はその後変化していく。

「庄内みどり農協遊佐支店農政対策推進協議会」（以下「農政対」と記す）……これは農協の政治交渉をおこなう部署であり、以前は米価対策を中心としていた。ここが胴腹協の事務局となっている。

「NPO法人鳥海自然ネットワーク」（以下「鳥海ネット」と記す）……1995年に設立された、岩石採取に反対する住民が集まった運動組織である。会員は50名ほど。トラスト地の購入や採石についての学習会、意見表明などをおこなっており、2010年頃まではもっとも熱心に運動していた自然保護団体である。現在は、中核メンバーが死去したり転出したりしたため休眠状態である。

「生活クラブ」……前述したように、生活クラブは農協のみならず町をも巻き込み、環境、農に関わる運動を後押ししてきている。一時期ほど盛んではないが、現在も都会の消費者との交流活動をおこなっている。

「総合地球環境学研究所」（以下「地球研」と記す）……遊佐に生息するトゲウオ（イバラトミヨ）の保全運動がらみで、町内の自然保護愛好者が地球研の研究員と親しい知り合いであった。そのことが、後述する湧水水脈調査に結び付いていった。

1.3.3.　採石業者

以前から町内外にいくつかの小規模業者があったが、採算がとれず操業停止あるいは倒産する業者が多かった。吉出山採石で問題になった以下の業者のなかにも、そうした状態に近い業者がある。地元住民は、操業停止や倒産した場合に採石跡地が荒れたまま放置されることを心配している。放置されると地すべり等の危険が生じるからである。

A石材（秋田県）……当初は胴腹滝の上流・周辺で採石をし、2004年から臂曲地内で採石をした。その後経営不振となり、採石地を町に購入してもらうことになる。

S運輸・工業[4)]（町内）……後述するように、胴腹滝周辺の採石において問題をおこし、採石から撤退した。現在も存続している企業である。ただし、K工業の下請けとして石材の運輸をおこなっている。

K工業（秋田県）……この業者になってから岩盤採掘をおこなうようになり、発破をも検討するなど問題が深刻化している。

1.3.4.　時期区分と特徴、問題点

以後の叙述を理解しやすくするために、反対運動の時期区分とその特徴、および採石に伴う問題点を事前に整理しておく。詳細は表1を参照されたい。

第1期：部落主導期（1986－2003年）……吉出山での岩石採取開始時期。いくつかの問題が生じるが町内の業者を阻止したこともあった。

第2期：受苦圏変更期（2004－06年）……臂曲地内で掘削する代わりに、胴腹滝に近い懐ノ内地内の沈石採取は計画されなくなる。また、転石のみならず沈石をも採取するようになる。

第3期：運動高揚期（2007－09年）……K工業が町に発破の計画を打診。胴腹協および町は「発破するとなれば、際限がなくなる」（菅原，2010：444）というように岩石採取への認識を転換した。どちらかというと県よりも町が反対運動を主導した。2009年に町長交代。

第4期：運動停滞期（2010－12年）……各団体が反対するものの、提訴するという業者の意向もあり、町は認可妥当としてしまう。「地元」の正

統性が胴腹協から町へと交替する。

第5期：連携進展・部分的運動高揚期（2013－15年）……新規参入者S氏の町長選出馬。明確な反対派である藤井のS氏と、法的ルール遵守確立派の現職町長の戦いとなる。S氏は破れるも町議となる。町・農協・市民団体の連携はすすむ。

第6期：分裂を抱えつつの連携期（2016年－）……条例にもとづき、業者に対する行政処分を行ったため、採石は停止するも、業者から提訴される。全町的連携はすすむも、積極的な反対運動を進めてきた議員・関係者からは、町の対応に対する懸念が出されている。

第6期にいたるまでの採石に伴う問題点は以下の通りである。

(1) 1点目は水の枯渇と水質悪化の心配である。当初は転石採取が中心であったため、深くても2mほどの掘り下げであった。それだけであれば、2017年現在と比較して問題は深刻ではなかったといえるかもしれない。だが、その後沈石採取が中心となり、岩盤にいたるまで掘削するようになったため、水源損傷・水質悪化への懸念が生じてきたのである。胴腹滝からの湧水は藤井や岩野などの約200haで使われる農業用水（横堰）であり、約600世帯が利用する白井簡易水道の水源でもあることから、水源が損傷した場合の影響は深刻である。

(2) 2点目は交通への障害があげられる。採石場からのダンプカーは狭い農道を通るため、地元住民が軽トラック等ですれ違う際の障害となる。道路や側溝が傷む等の問題もある。

(3) 3点目は採石後の跡地修復問題である。佐久間（2002）で指摘されるように、下手をすると産業廃棄物の捨て場になりかねない。関係者によると、産廃らしきものを積んだダンプカーの目撃が15年くらい前にはあったという。業者が倒産した場合などにはその恐れは強まる。

(4) さらには景観の問題も重要になっている。特に近年は鳥海山の中腹がえぐれた姿が平野部からはっきりと見られるようになった。

2. 岩石採取の経緯と対応：第1期（部落主導期）

2.1. 当初の問題

鳥海山周辺の岩石（安山岩）は鳥海石として有名であり今世紀前から採掘されていた。重機のないころは手作業に近い形で地表面に近い石を掘り出していた。今回問題となる吉出山でも同様である。吉出山で採石がある程度の規模で取り組まれたのは1986年頃からである。当該箇所周辺の吉出山は吉出部落（やや平野に近い部落）の人たちの薪等を採取する場所であり、地権者は吉出の人が中心である（一部に藤井・岩野らの人および遊佐駅前周辺の町部の人が地権者となっていた）。その土地を採石業者が購入しはじめ、現在では主としてK工業が吉出山のほぼ全域50haほどを所有することになっている。

1991年頃からは採石の規模が拡大しはじめる。この頃からは、名水として名高い胴腹滝の上流（懐ノ内地内）で大規模な採石が開始され、近隣部落および水利組合から反対運動がおこっている。92年には秋田県のA石材と「地元」（このときは、横堰水利組合、懐ノ内山郷組合、臂曲部落を指す）とで協定書が結ばれている。

なお、岩石採取にあたっての関連法規は採石法である。採石法の目的は採石業の保護育成と災害防止を目的とするものである。それであるから、業者の所有地内で明確な違反や具体的な被害がなければ「理論上、地球の裏側まで掘ることも可能」（町地域生活課談）であり（『山形新聞』2010年4月16日）、採石法のみでは開発を止めることが難しく協定を結ぶしかない状況にあった。後述する2013年の県および町の条例施行までは、厳格な規制は難しかったのである。

2.2. 業者、地権者、「地元」

第1期において、岩石採取を問題にして反対したのは、後に中心となる藤井よりも、胴腹滝に近く横堰に関係の深い岩野や臂曲の人たちであった。反対の先頭に立ったのは後日町議になる岩野のH氏であった。

表1　遊佐町における採石を中心とした環境運動の経緯

年	事項
1986 【第1期】	**この頃から吉出山周辺での岩石採取がはじまる。**
88	月光川の取水口にアルミ再処理工場（北斗アルミ）が進出して、水質が汚染されると大問題になる。地元住民が公害防止協定を結ぶ。
89	遊佐町「月光川の清流を守る基本条例」制定。
90	農協と町は生活クラブ生協の支援のもと、工場用地を買収して工場を移転。
91	この頃から胴腹滝の裏側の山林で大規模な岩石採取が行なわれはじめる。
92	7月31日　地元団体(横堰水利組合、懐ノ内山郷組合、臂曲部落)とA石材とで、協定書締結（樹木伐採の制限、転石のみ採石など）。**【第1回目の協定】**
95	7月　区長連絡協議会、農政対、土地改良区などにより胴腹滝周辺の環境保全に関する署名運動がなされる（署名数12989名）。 9月13日　上記団体により町長・町議会長あての嘆願書が提出される。
96	8月10日　「臂曲地内岩石採取条件協定書」が、胴腹協、遊佐東部地区環境対策委員会とA石材の間で締結(転石のみ採石、採取後の植栽など)**【第2回目の協定】**
98	5月1日　胴腹協、東部地区環境保全対策委員会とA石材とで、96年の協定書を一部変更した協定書を締結（損害を与えた場合の慰謝料の設定）**【第2回目協定の変更】**。 10月16日　A石材が胴腹協、東部地区環境保全対策委員会あてに確約書を提出（岩石採取に際して白井簡易水道の水利施設半径300mでの採集はしない、地表の岩石採取のみとする）。同日、覚書を締結。
99	1月　A石材が胴腹の滝周辺での岩石採取事業の計画を県に申請。 2月　胴腹の滝周辺で、「危急種」であるオオイチモンジシマゲンゴロウとハナカジカの生息が確認される。 2月　胴腹協は県に対し、A石材の岩石採取を許可しないことなどを要望。 7月　「湧水保全交流フォーラム・遊佐会議」を開催（実行委員会は、鳥海ネットほか）。 9月10日　横堰水利組合、東部地区環境保全対策委員会と、S工業とで「臂曲地内岩石採取条件協定書」を締結(伐採の制限と転石のみ採取、湧水の半径300m内で岩石採取は行わない）。これを条件に町が岩石採取を認め、県が認可。**【第3回目の協定】**
2000	8月22日　**S工業、湧水水源地の300m以内で岩石採取をおこなっていたことが発覚、陳謝。今後の採取業務からの撤退表明。**
02	胴腹の滝周辺約2.5haを、山形県が県自然環境保全条による里山環境保全地域に指定。
04 【第2期】	4月27日　胴腹協とA石材が、96年8月10日に締結した「臂曲地内岩石採取条件協定書」の条件付き同意（「臂曲」で掘削するかわりに、胴腹滝に近い「懐ノ内」地内の沈石採取は計画しない）**【第4回目の協定】**。**臂曲では地表に転がっている「転石」採取のみならず、山の岩盤までを崩して地中の「沈石」を採取するようになる。**
05	8月3日　胴腹協がA石材あてに「臂曲地内岩石採取条件協定書」同意文書発行**【第5回目の協定】**。
07 【第3期】	**この頃からK工業が町に発破の計画を打診。胴腹協および町は「際限がなくなる」と岩石採取への認識を転換した。**

08　2月　K工業が採石の認可申請をおこなう。
2月15日　胴腹協がK工業あてに、新たな岩石採取計画への不同意を示す。
4月2日　町から県へ、「適当ではない」との意見回答。
この頃、K工業による地下水脈の破壊が確認される。
9月10日　県からの意見照会。
9月12日　遊佐町が山形県に対してA石材（実際はK工業）の岩石採取には「慎重に対処されたい」とする意見書を提出。だがこれは事実上採取を認めること。同日県が許可（－2010年9月）。**【協定不締結も採取を認可】**

09　4月　「山形県岩石採取計画認可事項取扱要領」が改訂される。この時から、地元の事前協議と、**反対している地元団体があるときその同意書添付が求められる**ことになる。
12月26日　地球研の中間報告により**、白井簡易水道の水源（湧水）と採石現場からの排水が極めて近い成分**であることがわかる。

10　1月　K工業、9月23日以降の岩石採取の事前協議書を再度山形県に提出。採石面積を10haに拡大、岩盤掘削も予定。
【第4期】
4月28日　地元団体との同意書・協定書がないまま、K工業が岩石採取計画の認可の本申請をおこなう。
7月20日　新メンバーによる胴腹協会議が開催。**いままでは胴腹協が「地元」代表として岩石業者との協定書を締結してきたが、今後は町が業者と折衝することになった。**
8月20日　意見集約会議。「協定締結に同意する意見が多数であった」（『広報ゆざ』9月1日号）。
9月2日　遊佐町が胴腹協にかわりK工業と協定書を締結。**【第6回目の協定】**
9月6日　町は県に対し「**認可相当と認める**」との意見を提出。

12　7月　遊佐町環境保全会議発足。胴腹協もここに参加することになる。
12月　地球研関係の研究者を招いて湧水問題を論じる「鳥海山フォーラム」を開催。地球研に委託された研究の最終結果が報告され、吉出山の地表水はその麓の湧水とつながっていることが証明される。岩石採取が湧水枯渇に結びつく危険性を実証的データで主張。

13　1月8日　岩石採取反対を明確にする**藤井の新規就農者S氏が町長選に立候補**を表明（部落推薦）。
【第5期】
1月26日　町、庄内みどり農協、生活クラブ連合会とで、連携関係をさらに深める「共同宣言」をおこなう。
3月　現職のT町長が再選。
4月1日　「山形県水資源保全条例」施行。
7月1日　遊佐町、**「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を施行**。
7月3日　農協、生活クラブ生協らが、認可に反対する署名を山形県知事に提出する（5万6684筆）。
8月8日　業者側からの説明を主とする会合開催。予定の7.3％しか採石していないとされ、今後3年間で残り（＝前期の13倍の岩石量）を採石予定との計画がだされる。
9月12日　K工業の岩石採取の認可が切れる。K工業は延長を申し入れていたが、条件が整わなかったため町は延長せず、採石が一時停止。
9月30日　K工業および町内の他企業による、国定公園内（吹浦地区）で自然公園法違反（地下2mの制限を越えての採掘）があったことを県が公表。操業一時停止。
10月1日　非公開で開催された農政対や区長会との会合で、町からK工業との協定案が出される。**業者から採石地を買い取ることが明記され、問題に。**
10月31日　全員協議会において町から議会への協定案の説明。反対多数。
11月29日　町がK工業と**公有地化を前提**として協定を締結。**【第7回目の協定】**

15　6月　町議選でS氏が町議に当選。

【第6期】	16	9月9日　K工業から町に対して事前協議書が提出される。2度堀りや前回の協定で定めた標高320m以下の深堀り、1万㎡を超える事業面積という内容。 9月　議会にて、「岩石採取に関する意見書」および「臂曲地区岩石採取事業に関する要望書」が可決。 10月　町環境審議会開催。「環境に影響を与えるころにより、農業だけでなく町の存亡に関わる問題」「町民の意思・意見を真摯に受け止め、将来を見据える賢明なる判断を」との意見がでる。 10月－11月　水循環環境保全会開催。「規制対象事業と認定すべきである」との意見書が提出。 10月12日　町と環境保全会議との意見交換会開催。「町からは他の関係機関と連携し、事業に反対の立場で動いてほしい」との要望がでる。 10月14日、25日　町による町民との意見交換会開催。 11月8日　**町議会全員協議会開催。これまでの経緯説明をする。町は岩石採取の事前協議に対して規制対象事業であると認定し、告示する【協定不締結】。** 12月2日　岩石採取許認可の終了。 12月20日　**県は岩石採取事業を不認可と決定。**
	17	2月20日　**K工業は町に対して提訴。**町の条例は採石法に抵触し違法であり、営業の自由や財産権を保障した憲法に違反していると主張。行政処分の取り消しを主位的請求とし、それが認められない場合、予備的請求として2億727万3138円及び利息の請求を損失補償として求めるという内容。 3月7日　遊佐町長選挙、無投票で現職のT氏3選を果す。 6月23日　「臂曲地内における新たな岩石採取計画について遊佐町が決定した行政処分を支持する決議」を町議会で可決。

資料：個別聞き取り。および五十嵐・市川（2009）、大野ほか（1989）、鈴木（2010）、生活クラブ連合会（2000）。

当時採石していた業者はS工業（町内）とA石材（秋田県）が中心であった。この当時は転石が主で「庭石ブームで1個売れば30万円という時代で、ばんばん取っていた」（五十嵐・市川，2009)。この2つの業者は、その後異なる対応をすることになる。

第1期の頃は、当該業者に雇用される地元住民もいるなど、業者と利害が重なる点もあった。しかし、その後の採石規模が拡大し、県外業者となるにつれて、「地元」へのメリットは低くなっていく。ダンプカーの運転手も基本は県外の人間であり、地元住民が雇用されることもあっても人数としてはそう多くはない[5)]。町へのメリットは採石地の固定資産税程度であり、現時点の採石事業はおよそ地域振興には結びついていない。

前述したように現在の吉出山の地権者には平野部の人（吉出など）が多く、藤井のような山手の人は少ない（藤井の地権者は3名ほどである)。吉出山を所有していた山手の人もほかにいたのであるが、多くは採石が問題になる前に売却してしまったのである。それゆえ、吉出山の地権者（業者を除く）と、採石に反対する山手地区中心部落（藤井・岩野など）とで、利害が一致しづらい面も存在している。

さて、第1期に、S工業に対しては採石停止・撤退にこぎつけている。その経緯を概観しよう。

第1期は、A石材とS工業両企業と、「地元」が協定書を結び、胴腹滝の周辺の採石を規制している状態であった。この時の「地元」とは、当初は横堰水利組合、懐ノ内山郷組合、臂曲部落であり、それが統合していき、「胴腹協」となったのである。つまり、部落、水利組合が「地元」の内実であった。

この時期、協定を結びつつも、「地元」は採石に反対であった。多くの嘆願書類が、県や町などへ提出されている。たとえば、岩野に隣接する金俣部落では、一時期簡易水道の水量が減少したことがある。そこで、一部の地元住民はS工業へ裁

判を起こそうとしたことがあるが、S工業は町内の企業ゆえ部落に関係者も多く、利害関係が錯綜していた。そのため､裁判をすると「関係者も知っている人で、そのなかで敵味方になる」ので、業者を提訴するまでには部落の意思統一はできなかったのである（2010年6月13日のフィールドノーツ）。

また、1995年には町がコンサルティング会社へ1500万円ほどかけて水質調査を依頼してもいる。しかし、このときは岩石採取と水質の因果関係があるとは明示的に証明できず、採石を止めるにはいたらなかった。

そうしているうちに、2000年8月に、水源地の300m以内でS工業が採石していた事実が発覚した。これは明確な協定違反である。S工業は陳謝し、始末書の提出となった。これを契機に、S工業はこの地区での採石から撤退した。「地元」に反対されてまで事業を継続することはできなかったのである。利害が錯綜するゆえに行動に規制がかかったという点は､「地元」の部落のみならず業者側も同様であった。

しかし、町外の業者はそうはいかなかった。後述するように、A石材の経営が不振になると、かわって2006年から、同じ秋田県の業者であるK工業がA石材の土地を譲り受け、岩石採取をしはじめる。A石材は、岩盤をも砕き沈石を採取するようになる。また、火薬を利用しての発破も打診してくるのである。

2.3.　全面的停止にいたらなかった理由

以上のように、初期（第1期まで）には藤井ではなく、岩野ら横堰に関係の深い部落が中心となり、水源枯渇を心配し反対運動をしていた。

反対運動は、具体的には協定を結ぶことでの規制、あるいは結ばないことで不同意を示すことや、県・町等への請願、署名等、さらには監視活動・水質調査の継続、貴重生物の発見や環境保護団体と連携してのフォーラムの開催などによる啓発活動であった（表1参照）。こうした努力により、2002年に県は里山環境保全地域に胴腹滝上流を指定した。

これら反対運動は一定の効果をもち、前述のようにS工業は採石から撤退した。しかし、A石材、さらには後継のK工業の採石は止めることができなかった。完全な停止はできなかったのはなぜであろうか。

ひとつは上述した裁判の問題である。ある関係者は、某部落でA石材との裁判を起こそうかというときに、「それまでは……[部落全体で]盛り上がっていたが、裁判となるとパーっと逃げていった。“反対だけれども表に出るのはいやだ”……“お前一人さバカでねか？”“やんなばお前一人でやれ”」といわれた状況だった、と語る（2010年6月13日のフィールドノーツ）。

裁判の持つ重圧に加えて、前述のように親族関係の近さからの利害の錯綜ということもある。問題となっている部落で役員をしている人の息子が、業者の仕事に関わっていることもあったし、胴腹協の関係者にもそれがいた。町内企業であればそうしたことは多くなろう。

さらにあげるとすれば、部落による反対運動への「温度差」であろう。受苦圏と受苦の程度の相違といってもよい。

胴腹滝に近い懐ノ内地内で採石が中心におこなわれていた第1期は、より採石地に近い部落の問題とみられていた。厳密に考えれば横堰全体に、さらには白井地区簡易水道全体に影響が及ぶのであるから、やや遠い藤井もその被害を感じてしかるべきであったが、そうはならなかった。そのため――もちろん胴腹協のもとで藤井部落の住民も一緒に反対運動をおこなったのであるが――、反対運動に対する岩野の期待に対して、H氏いわく「当初は、うち[＝藤井]には関係がない」として、藤井は十分に応えてくれなかったのである（2014年4月14日のフィールドノーツ。同様の指摘は、藤井の住民からも聞くことができた）[6)]。当時、近隣部落が必ずしも一枚岩ではなかったという点は、後にも問題の一因となってくる。

くわえて、この当時の採石問題は、北斗アルミ反対運動時とは異なり、全町的な問題にまでなっ

ていなかった。それは、北斗アルミの時のように被害の度合いが直接目に見えるものでなく、町全体の稲作に関わるものとはいえなかったという理由がある。あくまで遊佐東部地区の問題とされる性格が強かった。そのため、この段階では生活クラブは全面的には関わってはいない。さらには、この当時の水質調査では因果関係が特定できず、科学的な証明にはいたらなかったということもある。

この時期、全面的な停止にいたらなかったのには、具体的な被害がなければ停止できないという採石法の性格にくわえて、こういった理由があげられる。

3. 第2期（受苦圏変更期）から第3期（運動高揚期）（2004－09年）：採石状況の深刻化と町の反対姿勢明確化

3.1. 採石場所の変更、沈石の採取：第2期

第2期の2004年以降は、地表下2mまでの転石採取にくわえ、工事現場用に使う沈石も採取されるようになる（沈石はダンプカーで運ばれ港湾工事に使われる）。また採石場所が、胴腹滝上流の懐ノ内地内から、藤井に近い臂曲地内へと移行した（図1）。場所が移動した理由には、これまでの反対運動の成果と、需要が増大してきた沈石を業者が採石したいとの意向がある。これまでの採石場所で結んだ協定では、沈石採取はできなかった。そこで、臂曲地内に場所を移す代わりに、臂曲地内での沈石採取を認めさせる協定を結び直したのである。

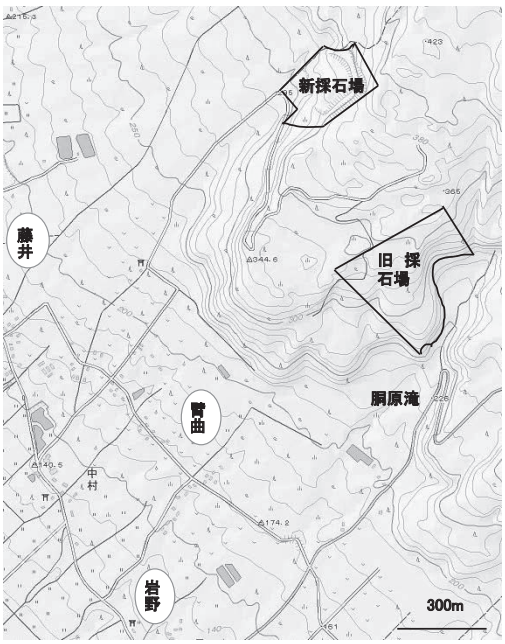


図1　新旧採石場の位置と関連部落

これは、一面では運動の成果である。移転したことにより岩野および横堰については被害が軽減されたともいえる。しかし、藤井の住民にとっては、自分たちの生活するすぐ上に採石場がやってきたことになる。さらには沈石採取を認めたことで、第3期で問題となってくる岩盤採取も可能となってしまい、地下水脈への影響が一層深刻になった。なぜ藤井の人たちは場所の移行を容認したのだろうか。この点の正確な事実確認は困難である。だが、一つには、「“こったけ掘るもんではねえんだろ”と思ったから協定を結んでしまった」（役場関係者。2010年3月21日のフィールドノーツ）、「[K工業が]こんなに岩盤を掘るとは思わなかった」（藤井の農民。2010年6月13日のフィールドノーツ）という発言に見られるように、採石の規模が現在のように大きくなるとは当時の藤井住民が想定していなかったことが理由にあげられよう。この、採石場所の移行が、その後の部落間の軋轢の一因になっていく。

採石地の移行にともない、藤井部落は当然ながら反対の姿勢を明確にしていく。以後、反対運動の中心部落は藤井となった（農政対、胴腹協の協力はこれまで通り）。その後2006年に、A石材の経営不調にともない、秋田県のK工業がA石材の事業譲渡を受けて吉出山に入ってくる。すると、これまで中心だった岩野とそのキーパーソンH氏（その頃町議になったが、藤井を選挙基盤としてはいない）が運動から距離を置くようになった。

ともあれ、第2期以降も、町と胴腹協は胴腹滝の水調査を継続していく。しかし、水位の低下や水質悪化等の明確なマイナスの結果はでてこなかった。

3.2.　火薬での発破の打診、町も反対を明確に：第3期

第3期の2007年には、A石材から事業譲渡を受けつつあったK工業が、火薬（ダイナマイト）での岩盤発破を町に希望してきた。この時点にいたり、このままでは採石に歯止めが利かなくなることを町長や役場の関連部署、胴腹協などの人たちも実感するようになった。その結果、当時のO町長は本腰をいれての反対を決める。

そうしたなか2008年2月にK工業が採石の認可申請をおこなってきた。この時期、地下水脈の一部が損傷する事件が起きたこともあり、胴腹協はK工業の採石計画への不同意を示した。K工業はそれに対する答弁書を発行した。また、K工業から胴腹協へ提訴を辞さずという文書も配達された。法的措置に訴えるという業者の意思表明は、その後も続いていった。しかし、そうしたなかでも胴腹協の反対姿勢は変わらず、町も、県からの意見照会に対して“認可は「適当ではない」”との意見を4月2日に回答したのである。これは、慣習からすると極めて特殊なことであった。許認可権をもつ山形県は、地元住民や市町村が反対しても、法令に合致していれば認可せざるを得ないのが普通である。町の「適当ではない」とする意見には法的根拠はない。そのため、県から問い合わせがあり、それに対して当時の町は「法的根拠はありませんが、安全であるという確信がもてないのです」（菅原，2010：447）と答えたのである。こうした事態に対して、県は苦慮しながら新しいシステムを構築する。県は「山形県岩石採取計画認可事務取扱要領」を改訂して事前協議の制度を盛り込み、2009年4月以降は採石計画に反対している「地元」団体があるときは事前協議の同意書を添付することを求めたのである（以上の記述は菅原（2010：446-8）から）。

このときは、「地元」団体と業者との協定が成立しないまま、結局、「慎重に対処されたい」とする2008年9月12日の町の意見書をもって、県が採石を結局は認可することになった。しかし、県は業者に対するハードルをこれまでよりも一段高くしたのである。この時期は、町が運動を主導し、県がそれを支持するという状況であり、町がもっとも積極的に反対運動を推進した時期であったといえる。

このように、この2009年4月から、協定の性格が変化し、これまでとは異なる強い規制力を持つようになった。事前協議を経た「地元」団体の同意書が必要になったのである。しかしこのことは、確かに業者への一つの足かせとなったものの、後に見るように町に無理にでも協定を結ばせて「同意」へ向かわせるという要因にもなってしまうのである。

4.　第4期（運動停滞期）（2010－12年）：反対姿勢のトーンダウンと「地元」の正統性の交替

4.1.　町長の交替と業者への対応変化：断固反対から「認可相当」へ

4.1.1.　2010年協定締結時の概略

2009年3月に町長選があり現職O氏をやぶりT氏が当選した。このT町政になり、採石業者への反対姿勢が2008年と比べるとトーンダウンし曖昧になっていく。

まず翌2010年初頭に、K工業が9月に切れる協定の延長のために事前協議を申し出てきた。これに対しては、08年時点同様、関連諸団体も協定締結に反対であった。たとえば、町の環境審議会は、10年3月2日に岩石採取について意見を提出し「町は明確な反対の意思表示をすべき」と述べている。町議会は、3月5日に県知事等に対し「岩石採取に関する許認可には特段のご配慮」を求める意見書を提出している。

しかし、この2010年3月に、町の態度が変わってくる。町長は3月5日の議会にて、明確な反対の答弁ではなく採取についてのルール作りに取り組みたい旨を述べた。さらに、関連諸団体の意向をまとめていない段階で、3月12日に町は県に対して、岩石採取計画について「協定の締結が必要である」と回答したのである。すなわち、断固反対・協定は結ばないという2008年に見られた姿勢が、

揺らいできたのである。協定を結ぶことは条件付で採石を認可するということだからである。

4月28日に地元団体の同意書・協定書がないまま、K工業が岩石採取計画の認可の申請をおこなった。採取面積を約10haに拡大し約180万トンの岩石を採取するという計画である。これに対して胴腹協は町全体として反対しようと試み、それぞれの団体に意見書の提出と署名活動等を要請した。「地元」団体たる胴腹協は同意書を結ばない方向での断固反対であった。この時期が反対活動のピークであった。

しかし2010年7月20日、胴腹協に替わって町が業者と折衝することが、町当局から明らかにされた（後述）。その結果、協定締結の方向に進み、8月に藤井部落への説明会を開催したのち、当初の開発規模を大きく下げることになって、8月23日に町の環境審議会が条件を付して同意の答申を行い、9月2日に町がK工業と協定書を締結し、9月6日には「認可相当と認める」との意見を県に提出したのである。

町の姿勢が変わった理由には、前回2008年時の苦慮の経験、業者からの提訴の意向、いまだ具体的被害がないこと[7]、くわえて法令順守とルール作りに力点を置くT町長の姿勢がある。K工業は、前任者（A石材）の契約を町は履行せず営業妨害をしていると主張して、町と胴腹協に対して提訴するとの意向（28億円の損害賠償請求）を示してきた。それに対してT町長は、裁判で県に迷惑をかけるよりも、協定を結んで条件闘争をおこない、採石の規模を縮小させ、条例等のルールをつくり、3年後の協定更新時に改めて阻止しようと考えたと思われる。

このように2010年3月から8月の間に町の姿勢が変わっていった。こうした町の動きは、反対運動をすすめてきた人々や諸団体らからすると、これまでの反対運動が反故にされてしまったとの感じを与えるものであった。

4.1.2.　議会、地元住民等の対応、町長の姿勢

こうした町の姿勢の変化に対して、議会や地元住民はどういう対応であったのか。さらには町のその他の対応はどういうものであったのか。

まず、この当時の町議員14名で採石に賛成するものはいなかったが、しかし、採石問題に強い関心を持ち明確に反対意見を表明していたのは2−3名でしかない。議会から要望書等は多々提出していたものの議員間にも温度差はあり、問題に対する理解の深さについても違いがあった。

次に、地元住民および関連諸団体（胴腹協や共同開発米部会など）は、そのほとんどが、協定を結ぶ方向に町の方針が向かっていることを8月になるまで知らず署名活動を続けていた。前回の協定更新時同様、今回も町長が明確に反対すると思っていたのである。2010年3月の段階では藤井部落は役員会で話し合い「これ以上は[採石は]勘弁だ。やりすぎだ」（S氏。2010年3月21日のフィールドノーツ）という合意のもと、部落として意見をまとめている。また、当時の共同開発米部会長は「私と[T]町長と農政対とで、[10年]2月の段階で県に[署名を]もっていったとき、[町長は]協定書[を結ぶ]などとはいっていない。……だから知らないあいだに、半年もしないうちに「認可相当である」となって、あれはなんだったんですか！」（2013年2月10日のフィールドノーツ）と述べている。

T町長は、業者と協定を結び、県への回答において「認可相当と認める」との返事を書いた。しかし採石に賛成であるのではない。「環境保全の立場で対応」、「採石法の改正を要望」、「現行の採石法では現に被害が発生している場合を除いて事業申請が不認可になることは難しいため、国に対して環境保全の視点を盛り込むよう法改正を求める要望活動もはじめています」、「鳥海山の景観は大切な私たちの財産であり、次代に守り続けることを基本に、この問題に対処していきます」（『広報ゆざ』2010年7月号）、というのが町長の公式かつ基本的立場である。「反対」なのである。しかし、藤井や反対運動の関係者の多くからすると、その「反対」に条件文が多々つくものであり、O前町長の明確な姿勢と比較すると、強い不満を抱かせるものだったのである。

こうしたなか、町は、2011年に胴腹滝上流部にある山林（懐ノ内の5筆約14ha）を1228万円でA石材から買い取り町有化した（この際、生活クラブとつくった環境基金も使用される）。経営が行き詰ったA石材から町へ購入の打診があったのである。しかし、この土地は、2011年時に採石されていた臂曲の土地ではない。また、不毛の土地である採石跡地の購入に対しての疑義も出されていた。しかし、採石地公有地化の方針は、その後2013年に町が制定した「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」（以下「町条例」と記す）でも継続されることになった。

4.1.3.　協定締結交渉における「地元」の正統性の交替

2010年4月に業者の申請が提出されたあと、胴腹協は構成メンバーを遊佐町全体に広げている[8)]。その理由はより強力な運動体としたいという意図からであったが、町一円の関係者を入れたことにより、これまでの胴腹協にあった遊佐東部地区（藤井や岩野）に力点を置く団体という性格を薄れさせることにもなった。別言すれば、当事者である「地元」の範囲が、採石問題の中心地区から、町全体へと拡散したのである。

その延長上、2010年7月20日に新メンバーによる胴腹協会議が開催された。このとき町は、いままでは胴腹協が地元住民代表として岩石業者との協定書を締結してきたが今後は町が業者と折衝すると告げたのであった。町長は、「地元」に負担をかけられないので町が代表となる、と説明したのであった。ここに町の別の「意図」があったのかどうかは確認できない。だがこのことは、交渉にあたる「地元」という正統性を担う集団の、胴腹協から町役場への交替を結果的に意味することになった[9)]。しかも、この交替の意味は、胴腹協の構成メンバーである遊佐東部地区の関係者や農政対の事務局などの多くには、当初自覚されていなかった[10)]。町が代表になって業者と折衝するといってきたとき、多くの人の認識は、「町が入ったとき、どう転ぶか……分からなかった。……町のほうも我々と歩調を合わせて頑張ってきたところもあった」（胴腹協関係者。2013年10月28日のフィールドノーツ）、という、別段疑念を持つものではなかったのであった。そのため、ある関係者からは「いまになれば、ああ“踊らされたな”と思う」（2013年2月10日のフィールドノーツ）と捉え返される出来事になる。

こうして、業者と交渉する事務局が、胴腹協から町へと移行し、結果として町当局が正統性を持つ「地元」とみなされることになる。2010年8月20日には意見集約会議が開かれ、胴腹協各構成団体の協定に対する意見が聴取される。このとき、町企画課の担当者から「いまは仕方ないが次回は止めるんだ。そのために水脈調査をしたり条例をつくったりして3年後は止める」（胴腹協関係者。2013年10月28日のフィールドノーツ）という説明があって、胴腹協各構成団体の意見が聞かれ、多くの構成団体は協定やむなしとの意見を表明し、「協定締結に同意する意見が多数であった」（『広報ゆざ』2010年9月1日）という状況になり、協定締結に移行していったのである。

協定では、地元部落、関係団体、町、業者等が加わる「臂曲岩石採取事業監理委員会」をつくり、問題があった際の協議窓口にすることなどが決められた。さらに、2012年7月には、胴腹協を、「遊佐町環境保全会議」へと拡大し、胴腹協はその一構成団体になった。これにより町全体の環境問題を話し合う場ができたのであるが、そこでは、採石問題がシングルイシューではなくなるため、問題意識が薄まってしまう危険性も孕んでいた。

4.2.　地球研の水脈調査：自然科学による実証的裏づけ

第3－4期の特筆すべきこととして、地球研関連の研究者による湧水水脈調査があげられる。これまでも胴腹協は、岩石採取が地下水・湧水に影響を及ぼさないかどうかを胴腹滝において継続的に調査してきたが、水位の低下や水質悪化等の確たる変化を見出すことができずにいた。しかし、町役場職員や自然保護愛好者のつてで、2009年の暮

れに採石場の水の分析を町が地球研に依頼したところ、酸素・窒素同位体等の分析から岩石採取地の排水が雨水ではなく湧水であり、地下水脈のある断層を崩していることが明らかになったのである。これを契機として10年11月以降2年間、町は地球研へ吉出山の水脈調査を依頼し、その調査結果は12年12月に「鳥海山フォーラム」として町民へ向けて公表され、岩石採取が胴腹滝や横堰の水源枯渇に結びつく「影響が無いとは言い切れない」ことが科学的データで主張されたのであった（遊佐町役場企画課地域生活課編，2013：30）。

しかし、このフォーラムの終盤で、ある農民が「こういう会議は何回かやっているが町の考えが前面に出ていない。……町として反対を町民に訴えてほしい」と質問して町長の回答を求めたところ、町長は明確な反対を明言せず、「しっかりと議論して接点を見つけていこう」「条例をつくってそこからの話し合いだ」「県からは〝町だけ独走しないでくださいよ〟といわれている」（2012年12月24日のフォーラムにおけるフィールドノーツ）といった回答をするにとどまった。

5.　第5期（連携進展・部分的運動高揚期）（2013－15年）：藤井の運動先鋭化と町条例の制定

5.1.　藤井部落新規就農者の町長選出馬

町長のこの回答は、フォーラム企画者で藤井在住の新規就農者S氏を強く失望させた。この回答を受けて翌2013年の正月になり、S氏は3月におこなわれる町長選へ出馬することを表明する。S氏は2000年に藤井へ移住し、8haほどの水田を経営する当時30歳代の新規参入者であった。彼は土地改良区の総代や採石の監理委員をも務め、藤井部落のなかで採石問題に強い関心を払ってきた。また、行政書士関係の資格も取得しており、文章執筆も得意な人物である[11]。

S氏の出馬目的は岩石採取に対して明確に反対の意思を県へ伝えるためである。「遊佐の町長は鳥海山の番人でなければならない。そうでないと子孫への責任が途絶えてしまう。鳥海山の番人として、自然との共生を考えて立候補した。自然環境を生かす町にする。吉出山の採石を認めないと知事へはっきり伝える」（2013年1月17日のフィールドノーツ）。このように述べるS氏は、この反対は自然保護のためというよりも、農民である自分たちが生活していく基盤の保護のためであり、その意味で自分は「市民活動家」ではなく自分の立場は「保守」なのだと力説する。そこには生活保持の論理が、つまり農業を継続させ安全に生きていくために反対運動をするという論理があらわれている。

S氏の出馬は周囲から驚かれたが、藤井は部落推薦とすることを、臨時総会を開き決定した。藤井は部落一丸となって選挙に協力するほか、農協関係者の一部、自然保護団体や町議の一部、S氏と交流がある若手農家らも手伝う形となった。また、鳥海ネットもS氏推薦を表明した。しかし、岩野をはじめ近隣部落でS氏支持を表明するところはなかった。岩野の町議で強い影響力はもつH氏は現町長のT氏を支持した。また、農政対・胴腹協の会長でもあった農協の有力人物もT氏側につくことになり、農協全体としてはS氏支持にはいたらなかった。

S氏の出馬をうけて、町（町長）も2013年1月11日に「町の取り組み経過と今後の方針等について」という文書を発表し、「町は予防原則を基本に、今後、水資源に重大な影響を及ぼす可能性の高い岩石採取計画には、反対の姿勢を明確にしていきたいと考えています」と述べることになった。これは、運動としては一歩前進である。しかし、そのことは「両候補とも反対」となってしまい、違いが分からなくなってしまうため、S氏側には不利になった。

選挙の結果は、ダブルスコアで現職の再選となった。ただしこの選挙で、採石問題の内容を詳細に全町民に知らしめたことは、反対運動にとっては成果であった。

5.2.　条例制定と公有地化を前提とした協定締結

こうしたなか、行政の側では以下の動きがお

こっていた。県による2013年4月の「山形県水資源保全条例」の施行と、それと連動した町による7月の「町条例」の施行である。山形県の条例は、「水資源保全地域」への指定とその地域の売買規制と開発行為に対する事前届出を求めるものである。この「水資源保全地域」には遊佐町の吉出山その他の地域も含まれることになり、「今後は町と県がこれまで以上に連携を密にとりあい、水循環の保全に取組んでい」（『広報ゆざ』2013年8月号）くこととなった。町条例でも水循環保全計画を策定し、「水源保護地域」および「水源涵養保全地域」を指定する。「指定区域で行なおうとする事業を、町が規制対象事業に該当すると認定した場合は、その事業に着手することができない」（高橋, 2013）とするものである。町条例の特色は、基本理念に予防原則を基本とすることや、5万円以下ではあるが過料も定められていることである。この条例制定は反対運動にとっては一歩前進といえる。しかし、第27条にある「土地所有者から買取りの申出があったときは、当該土地を取得することができる」という条文は、町財政にとって問題になるのではないかと一部から疑問視されることになった。

こうした地域指定にK工業は反発し、2013年9月20日に県に対して異議申し立てと提訴の可能性を示した。そうしたところ県は、9月30日にK工業および町内の他企業による、吉出山とは他地区の国定公園内で地下2mの制限を越えての採掘という自然公園法違反があったことを公表し、操業が一時停止となった。

さて2010年に締結された協定は13年9月12日で期限が切れる。そこで、13年8月8日に業者側からの説明を主とする会合が開催されたが、その際に、これまで予定の7.3%しか岩石を採石していないというデータと、今後3年間で残り（＝前期の13倍の岩石量）を採石するとの意向が示され、出席者は驚くこととなる。当然、地元諸団体は同意せず、町も、前回のように代表として協定を結ぶことはしなかった。そのため協定が結ばれない空白期間が続き、しかも自然公園法の違反もあって、業者は採石ができずダンプカー運搬も止まった状態になっていた。しかし、11月15日に町民むけ説明会を開催（町長は欠席）、結局は29日に町は業者と協定を結び、今後3年間の採石を許可したのである。このときの町の姿勢は、採石地を買い戻しての公有地化であった。

5.3.　生活クラブの関わり

これまで、採石問題に対して町外の組織として強く関与してきたのは、生活クラブである。しかし、2012年頃までは、採石問題に対してはあまり強い活動はおこなってはこなかった。その理由を生活クラブの担当者に聞くと、「町が一丸とならないと動けない」という回答があげられていた（2013年6月21日のフィールドノーツ）。前述したように、町全体としての動きは今ひとつ盛り上がりにかけていたのである。

しかし、2013年以降から、生活クラブは採石反対運動に対して徐々にその存在を強くしてきた。1月に町、農協とで連携関係を深める共同宣言をおこなったのち、生活クラブと農政対、環境保全会議等が中心となって、県知事に対して採石反対の大規模な署名活動（「鳥海山麓臂曲地区における岩石採取阻止に関する要請書」）をおこなったのである。この署名は7月に県知事へ提出されたが、農協分が1万427筆（うち町内分9730筆）、生活クラブ分4万6257筆、計5万6684筆となって、行政へ向けての大きな圧力となった。

6．　第6期（分裂を抱えつつの連携期）（2016年ー）：公有地化の頓挫、行政処分と裁判闘争

6.1.　町条例にもとづく行政処分と協定不締結

2013年11月の協定締結時の町の方向は、採石（跡）地の公有地化であった。しかし、価格の面で妥結するにはいたらなかった。その間、2015年にはS氏が町議に当選し、議会を場として藤井の意見を伝える回路が強まった。

やがて、協定の期限切れが近づく2016年9月、K工業から時期の協定締結に向けての事前協議書が

送られてきた。その内容は、「2度堀りや前回の協定で定めた標高320m以下に深堀り」をこない「1万㎡を超える事業面積」（『ゆざ議会だより』第135号）という、これまで以上に採石規模の拡大を求めるものだった。

そのため今回も、議会は総意で「岩石採取に関する意見書」を決議し、さらにはS氏発議に基づく「臂曲地区岩石採取事業に関する要望書」を決議した。町の環境審議会でも「町民の意思・意見を真摯に受け止め、将来を見据える賢明なる判断を」との意見が出て、最終的に町条例の「規制対象事業と認定すべきである」との意見書が提出された。11月8日、町議会全員協議会開催。これまでの経緯説明をする。町長は、岩石採取の事前協議に対して規制対象事業であると認定し、告示する。協定は締結しない、つまり、今後の採石は認めないという判断（行政処分）を町は下したのである。この町の判断を受けて、12月20日、山形県は不認可と決定する。業者の採石を、町・県はようやく止めたのである[12)]。

6.2.　業者の提訴

K工業は、この行政処分に対して、2017年2月に町と県を提訴した。町に対しては以下のような内容である――町の条例は採石法に抵触し違法であり、営業の自由や財産権を保障した憲法に違反していると主張。行政処分の取り消しを主位的請求とし、それが認められない場合、予備的請求として2億円強及び利息の請求を損失補償として求める。

こうして、2017年4月から山形地裁での口頭弁論が開始された（なお、3月には遊佐町長選挙があり、無投票で現職のT氏が3選を果たしている）。

2016年からの運動は――口頭弁論をのぞくと――議会での議論が中心となっている。採石反対を旗幟鮮明にしている「反対派議員（S氏を含む4名ほど）」が中心となり、行政処分後の対応や、採石跡地の緑化復旧について、地下水脈等の調査についてなどの質問が町になされ、公有地化が頓挫して以降の町の姿勢を問うている。

また他の議員も一緒になり、上述した要望書や意見書を決議している。さらに、2017年6月には「臂曲地内における新たな岩石採取計画について遊佐町が決定した行政処分を支持する決議」を可決している。

6.3.「分裂」を抱えつつの「連携」

こうしてみると、2016年以降、町と議会は、協力的体制となっている。また、農協、生活クラブは第5期のような目立った動きをおこなってはいない。これは、協定不締結となって、行政も業者の採石を認めないとの方針を確定したからである（ちなみに、鳥海ネットは、中核メンバーが死去したり転出したりしたため休眠状態となり運動をなしえなかった）。こう考えると、第5期では町、農協、生活クラブの、第6期に入り町と議会との、「連携」がすすんでいるといってよいだろう。

しかし、その「連携」は一枚岩の状態ではない。そのことは、裁判への町の姿勢に対する「反対派議員」の立ち位置にうかがえる。彼らは2017年6月の「行政処分を支持する決議」の際に反対票を投じている（賛成7票、反対4票）。それは次のような懸念からである。町条例の立法事実の弱さと、業者への配慮義務の点、具体的には、地下水脈の保全等が害されたという事実あるいはその蓋然性を証明する科学的データが不十分ではないかということと、町が「配慮義務」に欠けていたとして行政処分の手続きの違法性を業者から問われるのではないか[13)]、という点である。「配慮義務」については、「紀伊長島町水道水源保護条例事件」（2004年）で自治体が敗訴した事例を念頭に置いた懸念である[14)]。「立法事実」については、地球研による調査をさらに拡充していくべきであるのに、そのようなデータの蓄積をおこなってきていないことへの批判である。実際、この2点は、K工業からの訴状でも指摘されて、裁判の焦点となっている。こうした懸念を一部の「反対派議員」は抱いていたゆえ、「町の行政処分について、全面的に支持」（『ゆざ議会だより』137号）と諸手を挙げて賛成するのではなく、町への白紙委任にな

りかねないとして反対票を投じたのであった。

それゆえ、現在の「連携」は、うちに「分裂」を抱えつつのものだといえよう。

7. おわりに

以上、採石反対運動の展開過程を叙述してきたなかから、諸アクターの利害のからみ合いを整理して、運動の高揚と停滞、部落・農協・生協・行政（さらには議会）の連携がすすまなかった理由を把握してみたい。

まず、水源枯渇等被害の主たる影響を受ける可能性の高い地区が、町全域ではなく山手の一部であったこと、また地権者も町場の人間が多いということがある。つまり受益者と受苦者が分離していたことが一つの要因である。さらに被害の主たる影響を受ける可能性の高い地区が、第1期とそれ以降で変化したことも、隣接部落の「温度差」となり、利害を複雑にし運動の阻害要因となった。

業者との関係でいえば、町外資本か町内資本かという点が大きい。親族関係等で複雑な利害の関り（しがらみ）があることが、町内資本・地元部落双方にとって、運動の推進・抑制の要因となっていた。だが、町外資本はそうした利害関係が希薄なため強圧的な姿勢で町や「地元」に対応することになる。特に提訴の意向を示すことは恫喝的に作用した。

行政（県､町）に関しては､首長の意向が大きい。2008年は、町長のリーダーシップにより、県を動かして反対の姿勢を明確にした。しかし町長交替後の2010年から2015年までは、法令順守の町長の姿勢のもと、反対姿勢がトーンダウンすることになった。この点だけ見るならば、首長の交替で行政の姿勢が変わるという“よくあること”といえよう。

しかし､背景はより複雑であった。まず､「地元」という正統性を担う集団が、胴腹協から町役場へと交替して、運動の阻害要因となったことが重要であった。そのうえで、胴腹協構成員の拡大による当事者性の希薄化により、シングルイシュー化が困難になっていった。こうした町の姿勢のトーンダウンに伴い、被害の主たる影響を受ける可能性の高い藤井での運動が激化していく。それが2013年の選挙運動となり、第5期に入り一面において運動は高揚を見せたのである。

しかしそれでも、部落ごとの「温度差」は解消できなかった。くわえて、選挙にあたり農協リーダー層での分裂も生じた。そのため、第5期は生活クラブが強く関わって農協・生協・行政との連携はなされたものの、不十分なものにとどまった。

町条例により業者の採石を規制対象事業とした2016年以降は、町と議会は協力的体制となっており、一見すると運動は諸アクターが連携して、全町的なものとなったといえる。しかし、それは、念願の採石停止という事態を受けてのことであり、生協やNPO等による署名活動などの住民運動は停滞し、行政サイドに依存する形となっている。くわえて、裁判に対する行政の姿勢に対して、反対運動の中心的な担い手や町議の一部からは不安と不満が表明されている状況を鑑みると、内部に分裂を抱えての連携といえる。

以上のように利害関係のからみ合いを整理できよう。大きな政治的状況の影響よりも、首長の意向､「地元」の正統性の交替、受苦圏となる部落の変更、選挙を契機とした農協などのアクター内部の分裂等が、これまでの連携進展／停滞における大きな要因となっている。また、採石での水問題が、アルミ工場の排水という直接影響のあるものではなく、湧水・水脈の枯渇の危険性という短期的・直接的には必ずしも分からないものであることも、全町的な連携にすすませるのを遅らせた要因といえる。

この採石反対運動からは、農民、農協、生協、行政らの連携が取れた全町的な取り組み状況であったとしても、その状況が運動にとって持つ意味が問われねばならないことを示唆している。表面的な連携の様相で運動を判断するのではなく、その背景の利害関係のからみ合いを踏まえて評価する必要があるということである。別言すれば、諸アクターは「地元」に関わる多くのしがらみ・利害関係に囚われつつ行為しているのであり、そ

うした背景の要因・状況が変化すれば運動と連携も異なる様相を見せることを踏まえておかねばならない。連携がすすんでいるからといって、運動が進展しているとは限らないのである。裁判闘争の結果が不明確な現時点であるからこそ、そうした点に注意して推移を見守りたい。

謝辞・付記

お話をうかがった皆さんにこの場を借りて感謝申上げる。なお本稿はJSPS科研費18730347、24530690の助成を受けたものである。

【注】

1）生産者原価補償方式の価格設定方式により生産者の再生産補償を目標においた、生活クラブと庄内みどり農協遊佐支店との提携米のこと。生活クラブ連合会（2000）や辻村（2013）を参照されたい。

2）地元では農業集落を「部落」と自称しているためこの用語を使用する。おおむね藩政村と一致している。被差別部落のことではない。

3）ちなみに、「正統性」については、公共性の重層性・動的な性格に焦点をあてるために「レジディマシー（正統性／正当性）」の概念をつかう研究が注目されている（宮内編, 2006）。そこでは、ある集団が自然環境に関わることの正統性／正当性がいかに担保されていくのかが中心的な論点となっている。本稿では、その集団が承認される手続きの面に力点を置くため、「正統性」を使用する。

　また、受益圏・受苦圏の違いも本稿の分析ではポイントになってこよう。ただし、この点についても理論的一般化は避け、まずは諸アクターの利害のからみ合いを描くことにする。

4）S運輸とS工業は同族会社のため、以下は原則として「S工業」と記す。

5）2013年時点でのK工業のダンプカー台数は10トン車25台（自家13台、請負15台）である。町内のS運輸が運搬を請負っている。

6）北斗アルミ反対運動の時にも、工場の直接的被害を受ける岩野・金俣と、藤井との間で、同様の温度差があったとの声を聞く。

7）地下水脈は傷ついたのだが、それにより農業用水・水道水に被害は出ていなかった。

8）このときの胴腹協の構成員は以下の通り。遊佐町農政対策推進協議会会長、横堰水利組合、遊佐町区長連絡協議会、水土里ネット月光川、東部地区環境保全対策委員会、懐ノ内山郷組合、蕨岡地区区長会会長、遊佐地区区長会会長、稲川地区区長会会長、高瀬地区区長会会長、西遊佐地区区長会会長、吹浦地区区長会会長、広野区長、藤井区長、腎曲区長、金俣区長、岩野区長、三ノ俣区長、蚕桑区長、袋地区長、砂丘地砂防林環境整備推進協議会、（有）鳥海山麓農場、生活クラブ連合会会長。

9）淺野（1999：173）も、文脈は異なるものの、当事者（受益者）が変更してしまった事例を紹介し、環境運動における「地元」枠組の多様・重層性と、その当事者としての内実が変化することを指摘している。

10）しかし、2010年3月21日に開催された「吉出山の森林と水源の保全を考える会」への参加者は、「“地元”の定義は？　ひょっとするとほかの“地元”をつくって、K工業が協定を結ぶのではないか？」という疑問を提示している（2010年3月21日のフィールドノーツ）。一部の関係者は、「地元」の性格変化について自覚していたといえる。

11）2009年までのS氏と部落との関係については、三須田（2015）を参照されたい。

12）2016年9月に、鳥海山・飛島ジオパークが認定されたことも、反対運動に間接的に寄与したと思われる。

13）「2016年12月7日の町議会議事録」でのS氏質問。

14）三重県旧紀伊長島町（現紀北町）で、産廃中間処理施設の建設を町の水道水水源保護条例で規制対象事業としたが、業者と町とで十分な協議を尽くし，業者の地位を不当に害することのないよう町が配慮すべき義務があった、とされた事件。最高裁平成16年12月24日小法廷判決。

【参考文献・URL】

淺野敏久, 1999,「地域環境問題における「地元」――中海干拓事業を事例として――」『環境社会学研究』5: 166-82.

五十嵐寿行・市川ゆかり, 2009,「採石事業が鳥海山の湧水をおびやかす」日本自然保護協会ホームページ, (2015年9月30日取得, http://www.nacsj.or.jp/project/kurashi/vol02/interview_2.html).

池上甲一, 1994,「水を生かす環境立町と有機農業」『社会科学研究年報』24: 60-77.

大江進, 1992,「月光川水系とともに生きる町」矢間秀次郎編著『森と海とマチを結ぶ』北斗出版, 131-58.

大野和興著・生活クラブ生協連合会広報室企画編集, 1989,『コメ・産直のパイオニア』協同図書サービス.

佐久間充, 1984,『ああダンプ街道』岩波書店.

――――, 2002,『山が消えた 残土・産廃戦争』岩波書店.

菅原善子, 2010,「人をとらえ、行政を捉える鳥海山」秋道智彌編『鳥海山の水と暮らし―地域からのレポート』東北出版企画, 424-55.

鈴木京子, 2010,「「共有財産」をどう守るか 鳥海山麓における岩石採取問題」『社会新報』2010年8月16日号.

生活クラブ連合会, 2000,「遊佐町（農協）と生活クラブ生協との提携の歴史―共同開発米［遊 You 米］の一般化の頃と、庄内みどり農協遊佐支店との関係について―」『第28回地方自治研究全国集会 基本的考え方 特別報告・レジュメ』自治研中央推進委員会事務局.

高橋務, 2013,「協定締結、山林購入、そして新たな条例制定へ」2013年度環境自治体会議報告原稿（未定稿）。

辻村英之, 2013,『農業を買い支える仕組み フェアトレードと産消提携』太田出版.

戸地川の自然を守る会, 2009,『清き流れに 戸地川の自然を守る住民運動の軌跡』.
長谷川公一, 2003,『環境運動と新しい公共圏――環境社会学のパースペクティブ』有斐閣.
三須田善暢, 2015,「新規農業参入者と村落の関係変化――山形県庄内地方の一事例から――」『社会学研究』97:105-31.
宮内泰介編, 2006,『コモンズをささえるしくみ レジティマシーの環境社会学』新曜社.
遊佐町役場企画課地域生活課編, 2013,『鳥海山フォーラム記録～地下水脈調査でわかった多くのこと～』.
除本理史, 2015,「公害被害地域の再生に関する一試論――水俣「もやい直し」再考――」『経営研究』66(3): 31-48.

(2017年8月21日原稿提出)
(2017年11月16日受理)

The Development Process of Local Environmental Movements and Factors of "Stagnation": From the Case of the Opposition Movement against Quarrying in Yuza-Town, Yamagata Prefecture

Yosinobu Misuda

Abstract

This paper traces the development process of the opposition movement against quarrying that occurred in Yuza-Town, which is famous as a whole-town-scale environmental movement involving farmers, agricultural cooperative, consumer cooperative, and local government. We clarify the complexities of interests of related actors. Through this effort, we try to analyze the reason why the opposition movement against quarrying does not involve the whole people in the town, and why the present conditions do not show a stronger unity of the neighboring hamlet. By doing this analysis, we grasp some related factors. Firstly, there are problems about the separation of benefits and costly sphere as follows: hamlets that are most likely to be affected by the damage are only a part of the town; there have been conflicts of interest between these hamlets; there are differences between residents of these hamlets and quarry owners. Whether the investment is from outside the town or not may be one of the factors which affects the movement. Because capital outside the town is accompanied by complexities of interests. The attitude of the mayor strongly affects this also. Furthermore, there are other factors. One is that the replacement of the legitimacy of "the Locality", the other is the disruption of the member, triggered by the election. It seems that related actors come to cooperate in all aspects of the town after the enforcement of the town ordinance. Howeber, the key persons in the opposite movement have displayed anxiety and discontentment. It seems like some disunion exists in their collaboration.

Key words　Quarrying, Locality(*zimoto*), Legitimacy, Yuza-Town, Mt. Tyōkai